

解体現場等における石綿濃度の 測定方法を一部変更します!!

平成 29 年 6 月 1 日から以下のとおり内容を変更します。

変更内容

○測定の手順

試料の捕集

ホルダーに捕集用ろ紙を装着し、原則として 10 リットル／分の流量で 4 **時間** 通気して、ろ紙上に試料を捕集する。



ホルダーに捕集用ろ紙を装着し、原則として 10 リットル／分の流量で 2 **時間以上** **4時間以下の時間** 通気して、ろ紙上に試料を捕集する。

※捕集時間による検出下限値の変更に注意すること。

○石綿の計数

計数の手順

数が 100 視野になるまで、あるいは繊維数が 200 本以上になるまで計数する。(繊維数が 200 本に達した場合、その視野は最後まで計数すること。) ただし、50 視野まで計数したときに、石綿繊維が 1 本以上計数された場合は、計数視野数を 50 視野としてもよい。



下線部分を削除。

～平成 29 年 3 月 31 日大阪府公告第 19 号「大阪府生活環境の保全等に関する条例
施行規則第 16 条の 13 及び第 16 条の 18 の規定による石綿の濃度の測定法」～

※問合せ先は裏面へ

問合せ先

下記の府域における解体等作業の場合 (守口市 寝屋川市 大東市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 藤井寺市 四條畷市 交野市 島本町)	大阪府環境農林水産部 環境管理室事業所指導課	06-6941-0351 (内線 3874)	
泉州地域（堺市を除く）における解体等作業の場合 (泉佐野市 和泉市 高石市 泉南市 熊取町 田尻町 岬町)	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課	072-437-2530	
大阪市域 における 解体等作業 の場合	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・ 城東区・鶴見区	環境局環境管理部環境管理課 東部環境保全監視グループ	06-6267-9922
	北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区	北部環境保全監視グループ	06-6313-9550
	福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区	西部環境保全監視グループ	06-6576-9247
	阿倍野区・東住吉区・平野区	南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433
	住之江区・住吉区・西成区	南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248
堺市域における解体等作業の場合	堺市環境局環境保全全部環境対策課	072-228-7474	
岸和田市域における解体等作業の場合	岸和田市環境部環境保全課	072-423-9462	
豊中市域における解体等作業の場合	豊中市環境部環境政策課	06-6858-2103	
池田市、箕面市、豊能町及び能勢町域における解体等作業の場合	池田市環境部環境政策課	072-754-6647	
吹田市域における解体等作業の場合	吹田市環境部環境保全課	06-6384-1850	
泉大津市及び忠岡町域における解体等作業の場合	泉大津市都市政策部環境課	0725-33-1131	
高槻市域における解体等作業の場合	高槻市産業環境部環境保全課	072-674-7486	
貝塚市域における解体等作業の場合	貝塚市都市整備部環境衛生課	072-433-7186	
枚方市域における解体等作業の場合	枚方市環境部環境指導課	050-7102-6014	
茨木市域における解体等作業の場合	茨木市産業環境部環境政策課	072-620-1646	
八尾市域における解体等作業の場合	八尾市経済環境部環境保全課	072-924-3841	
富田林市域における解体等作業の場合	富田林市産業環境部みどり環境課	0721-25-1000	
河内長野市域における解体等作業の場合	河内長野市環境共生部環境政策課	0721-53-1111	
松原市域における解体等作業の場合	松原市市民生活部環境予防課	072-334-1550	
東大阪市域における解体等作業の場合	東大阪市環境部公害対策課	06-4309-3204	
大阪狭山市域における解体等作業の場合	大阪狭山市市民部生活環境グループ	072-366-0011	
阪南市域における解体等作業の場合	阪南市市民部生活環境課	072-471-5678	
太子町域における解体等作業の場合	太子町まちづくり推進部安全環境課	0721-98-5525	
河南町域における解体等作業の場合	河南町まち創造部環境・まちづくり推進課	0721-93-2500	
千早赤阪村域における解体等作業の場合	千早赤阪村住民課	0721-72-0081	